

日本年金機構理事長 殿

総務省行政評価局長

年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「同居の母が死亡し、市町村には死亡届を提出したが、相続放棄していたので、日本年金機構には母の死亡を届け出なかったところ、同機構から私に宛てて年金の返納を求める文書が届いた。私は、返納する必要はないと思ったが、返納を求める文書には、相続放棄した者については返納する必要がない旨の記載がなかった。返納を求める文書には、例えば、どのような事情に基づき債務名義人としたのかを説明するとともに、相続放棄等し債務名義人に該当しない場合には年金事務所等にその旨を連絡等するようというような記載をしてほしい。」との相談がありました。

この相談について、総務大臣が主催する行政苦情救済推進会議において、民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、下記のとおり、改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これに対する貴機構の措置結果等について、平成28年3月25日までに当省にお知らせください。

記

I 調査結果の概要

1 年金受給権者の死亡に係る返納業務等の実施状況

(1) 年金受給権者の死亡に係る年金の支給停止

日本年金機構では、年金受給権者の死亡届等の提出があった場合、年金の支払保留を行うほか、年金受給権者の生存を住民基本台帳ネットワークの住民票コードにより確認し、死亡している場合は支給停止している。

この住民基本台帳ネットワークを活用した生存確認は、平成 18 年 10 月から開始しており、地方公共団体情報システム機構から、毎月 1 回（中旬）、前月分の年金受給権者の生存情報の提供を受けている。

死亡が確認された年金受給権者については、地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けた月の下旬に年金の支払保留に係るデータ入力等の事務が行われるが、次回の年金の定期支払の作業が既に終了している場合、例えば、年金受給権者が 4 月に亡くなった場合には、5 月中旬に死亡情報を得るものの、6 月の定期支払の作業は 5 月 1 日までに終了しているため、年金のいわゆる過払が生じることとなる。

【参考】 未支給年金等の発生状況（同一生計者がいる場合）の 6 月支給の例

年金受給権者の死亡 月日		4 月 15 日支給		6 月 15 日支給	
		2 月分	3 月分	4 月分	5 月分
4 月	1 日～14 日	未支給年金	未支給年金	未支給年金	過 払
	15 日～30 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	過 払
5 月	1 日～14 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	未支給年金
	15 日～31 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	未支給年金

- (注) 1 本表は、日本年金機構からのヒアリング結果に基づき当局が作成した。  
 2 年金の支給月は、偶数月でその前月までの 2 か月分支給される（支払日は原則 15 日）。  
 3 年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月まで年金が支給される。  
 4 年金受給権者が亡くなった日より後に振り込まれた年金は、死亡当時、生計を同じくしていた 3 親等内の親族が、自己の名で、その未支給年金を請求できる。

(2) 年金受給権者の死亡に係る年金の返納業務

年金受給権者が死亡した場合の過払の返納については、親族等の対応は様々であり、日本年金機構としては、表-1 のとおり、3 つの類型に区分して年金の返納を求める者の確定を行っているとしている。なお、年金の返納を求める者については、市区町村から入手した戸籍謄本や住民票等に基づく調査をして確定しているとしている。

本業務に関しては、日本年金機構の各ブロック機関は関与せず、日本年金機構業務渉外部が担っている。

表-1 年金受給権者の死亡による返納事務、発出文書等

文書の種類等		返納を求める前の照会文書		返納を求める文書	
		照会の有無	照会の対象者	送付文書	返納を求める者
過払返納事務の種類					
【類型Ⅰ】 未支給年金の請求及び死亡届の提出あり		【なし】		③ 「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」 ④ 「ぜひお読みください」 ⑤ 「領収済通知書（納入告知書・納付書）」	請求書及び死亡届を提出した近親者
【類型Ⅱ】 未支給年金の請求なしで、死亡届の提出あり		【あり】 ① 「(基礎年金 国民年金 厚生年金) 給付費に係る照会について」 ② 「回答票」	死亡届の提出者その他の近親者		年金受給権者の財産管理を行っている者又は過払金の返納を応諾した者
【類型Ⅲ】 未支給年金の請求及び死亡届の提出なし	同居親族以外		過去に年金受給権者と同居していた近親者等		年金受給権者と過去に同居していた近親者又は年金受給権者に最も近い立場にある近親者
	同居親族	【なし】		年金受給権者死亡時に同居していた親族	

(注) 日本年金機構の資料に基づき当局が作成した。

## 2 親族等に発出する通知文書の種類等

### (1) 親族等に発出する通知文書の種類

年金受給権者の死亡による親族等への年金の返納に関する文書についてみると、表-1 のとおり、返納を求める前の照会文書と、返納を求める文書（以下「返納通知」という。）がある。

#### i) 返納を求める前の照会文書（納入告知前に送付する照会）

- ① 「(基礎年金 国民年金 厚生年金) 給付費に係る照会について」
- ② 「回答票」

#### ii) 返納通知（納入告知時の送付文書）

- ③ 「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」
- ④ 「ぜひお読みください」
- ⑤ 「領収済通知書（納入告知書・納付書）」

上記のうち、日本年金機構が作成している文書は、① 「(基礎年金 国民年金 厚生年金) 給付費に係る照会について」、② 「回答票」及び④ 「ぜひお読みください」の3種類である。

この3種類の文書は、日本年金機構が発足する以前の社会保険庁時代から使

用していたものを引き継いでおり、日本年金機構においては、これまで文書の内容等について内部での検討や議論したことはないとしている。

## (2) 同居親族に送付している文書の内容

日本年金機構は、未支給年金の請求及び死亡届の提出がない場合、死亡した年金受給権者と同居していた親族に対しては、事前に照会することなく、返納通知、すなわち⑤「領収済通知書（納入告知書・納付書）」のほか、厚生労働省が作成している③「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」及び日本年金機構が作成している④「ぜひお読みください」を送付している。

この返納手続について説明している④「ぜひお読みください」の内容をみると、次のとおり、「相続放棄された場合あるいは相続人等でない場合は返納の必要がない」旨等の記載はない。

【参考】 「ぜひお読みください」の抜粋

### ぜひお読みください

同封しました「領収済通知書（納入告知書・納付書）」は、当機構から払い過ぎとなっている年金の返納をお願いするためのものです。返納額については、「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」をご覧ください。

(略)

◇ご自身の年金についての返納の場合は、  
(略)

◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、

年金受給者の方がお亡くなりになり、年金の払い過ぎが生じているため、次のいずれかに該当された方を相続人代表者として送付させていただきました。

- ・年金受給者の死亡届を提出された方
- ・年金受給者のご親族
- ・当機構からの照会に対し、返納していただけるとのご回答をなさった方

※ 家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた方は、「相続放棄申述受理通知書」等の写しを、下記、債権調査グループ宛に送付してください。また、送付の際はご本人確認のため、お手数ですが、同封しています「領収済通知書（納入告知書・納付書）」を必ず添えてください。

- 返納していただきます年金は、これから皆様にお支払いしていく年金の財源となりますので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

(略)

(注) 下線は、当局が付した。

### 3 改善の必要性

日本年金機構は、年金受給権者の死亡届が提出された場合、届出者に対し、事前に年金の給付費の照会等を行っている。しかし、未支給年金の請求及び死亡届が提出されない場合には、同居していた親族に対し、返納を求める者についての事前の照会をせず、年金の返納通知を送付している。

また、年金の返納通知の「ぜひお読みください」には、同居の親族が相続放棄している場合あるいは相続人等でない場合は、年金の返納の必要がない旨の記載や、不明な点等があれば日本年金機構に連絡する旨の記載はない。

本件について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、同会議から「返納義務者となる理由及び相続放棄をしている場合は、原則として返納の必要がないことを分かりやすく記載してはどうか。」等との意見があったことから、年金の返納通知における現状の記載内容を見直す必要があると考えられる。

したがって、日本年金機構は、年金受給権者の死亡により払い過ぎとなった年金の返納に関して、返納義務を負わない親族による誤解や返納が生じないようにするとともに、国の債権の効率的かつ迅速な回収に資するため、次の改善措置を講ずる必要がある。

年金受給権者が死亡し、未支給年金の請求及び死亡届の提出がない場合、受給権者と同居していた親族宛てに送付する年金の返納通知に、①あなたが返納することになること、②ただし、原則として、相続放棄している場合は年金を返納する必要がないことを分かりやすく明記すること。

## II 説明

### 1 制度の概要等

#### (1) 年金の支給

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 18 条第 3 項において、年金の支給は、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、その前月までの 2 か月分の年金を支払うこととされており、また、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 36 条第 3 項においても同様に規定されている。

また、年金の支給は、権利が消滅した日の属する月で終わるものとされており、年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月分まで支給されることとなる。

年金受給権者が死亡した場合、死亡後に振り込まれた年金については、年金受給権の譲渡等が認められてないため、国民年金法第 19 条第 1 項や厚生年金保険法第 37 条第 1 項の規定に基づき、年金受給権者と生計を同じくしていた 3 親等内の親族が未支給年金として請求できる場合を除いて、日本年金機構へ返納することとなる。

#### (2) 年金受給権者が死亡した場合の届出に係る規定等

年金受給権者が死亡した場合の届出に係る規定は、表-2 のとおり、国民年金法と厚生年金保険法では、届出提出期限や添付書類が異なっている。

ただし、日本年金機構のホームページ上では、国民年金、厚生年金保険等の区分に関係なく、統一様式「年金受給権者死亡届（報告書）」を提示しており、添付書類については、①亡くなった方の年金証書、②死亡の事実が明らかにできる書類（戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピー又は死亡届の記載事項証明書）であり、実際の取扱いは、いずれも同様となっている。

表-2 年金受給権者の死亡に関する届出規定等

年金区分	根拠規定	届書の記載事項及び添付書類
国民年金	<p>○国民年金法施行規則第4条第1項            法第105条第4項の規定による第1号被保険者の死亡の届出は、当該事実のあった日から14日以内に、右記に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。</p>	<p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名及び住所</li> <li>2 死亡した年月日</li> <li>3 基礎年金番号</li> </ol> <p>【添付書類】</p> <p>なし</p>
厚生年金保険	<p>○厚生年金保険法施行規則            附則（平成9年3月28日厚生省令第31号）第77条第1項            受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、10日以内に、右記に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>○同法施行規則附則第77条第2項            上記の届書には、右記の書類を添えなければならない。</p>	<p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出者の氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係</li> <li>2 受給権者の氏名及び生年月日</li> <li>3 受給権者の基礎年金番号</li> <li>4 年金証書の年金コード</li> <li>5 受給権者の死亡の年月日</li> </ol> <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年金証書</li> <li>2 受給権者の死亡を証する書類</li> </ol>

(注) 国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）に基づき当局が作成した。

## 2 日本年金機構の意見

日本年金機構は、現行の年金の返納通知の手続について、次のとおり説明している。

- ① 偽りその他不正の手段によって年金の給付を受けたことが明らかな場合は、国民年金法第23条等に基づき、強制徴収が可能な不正利得の徴収金として取り扱うことになるが、年金受給権者の死亡に伴う年金の過払の返納に係る取扱いについては、国民年金法等で規定されていないため、民法第703条の不当利得による返還請求権を根拠として、納入告知書の送付により、年金の給付の過払の返納の履行を求めることとなる。
- ② 死亡した年金受給権者と同居していた親族に対し、事前に照会することなく、「ぜひお読みください」等の文書を発出していることについて、戸籍謄本や住

民票等により、同居している親族の中で、相続人等として最も可能性の高い者に発出している。

この最も可能性の高い者を相続人等としていることについては、国民年金法第 19 条等で、亡くなった年金受給権者と死亡当時、生計を同じくしていた 3 親等内の親族は、未支給年金を自己の名で請求できるとされ、また、未支給年金を受け取るべき者の順位は、死亡した年金受給権者の配偶者、子、父母、孫等の 3 親等内の親族の順序とされているので、これを援用し、同居親族の中から順位の高い者を相続人等としているものである。

このため、同居親族における相続人等となる者の特定のための事前照会を行うよりも、むしろ、相続人等として最も可能性の高い者の名前で納入告知書等を早期に発出し、同居している親族の方々に亡くなられた年金受給権者の年金について過払があることを認識いただき、返納をいただくことが効率的かつ迅速な国の債権の回収につながるものと考えている。

- ③ 同居していた親族が、相続放棄している場合や相続人等でない場合、その同居親族がどのように対応すべきかについては、「ぜひお読みください」の中の「◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、」の枠内を読んでいただき、日本年金機構に連絡いただくことになる。